

平成 30 年 2 月 14 日

お客様へ

一関ガス株式会社

最終保障供給約款及び小売供給約款の変更のお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

当社は、平成 29 年 9 月 26 日付で東北経済産業局長より許可を受けた供給区域の変更について最終保障供給約款及び小売供給約款に反映する為、平成 30 年 2 月 9 日付変更の届出をいたしました。変更する内容は、都市ガスの供給区域で、次の通りとなります。一関市山目字寺前（県道一関北上線南側）、一関市山目字大槻（国道 4 号線東側、県道一関北上線南側）、一関市山目字館 36-2が増加区域となっております。なお、平成 30 年 2 月 24 日より実施させていただきます。

当社では、これからも安心して都市ガスをご使用いただけますよう、安定供給及び保安の確保に全力で取り組んでまいります。また、お客様にお喜びいただけるガス機器についての提案など、より良いサービスを提供出来るよう精一杯努力してまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。